

○四街道市ねたきり身体障害者及び重度知的障害者福祉手当支給条例

昭和49年10月2日

条例第21号

改正 昭和50年6月30日条例第20号

昭和50年12月26日条例第47号

昭和53年10月2日条例第26号

昭和54年10月1日条例第20号

昭和55年9月30日条例第34号

昭和56年3月31日条例第8号

昭和56年9月30日条例第13号

昭和57年9月30日条例第25号

昭和58年10月1日条例第28号

昭和59年9月28日条例第19号

昭和60年9月30日条例第32号

昭和62年9月30日条例第17号

昭和63年7月1日条例第10号

平成元年6月30日条例第30号

平成2年9月28日条例第21号

平成3年9月25日条例第25号

平成4年9月28日条例第30号

平成5年9月29日条例第14号

平成6年9月30日条例第21号

平成7年3月28日条例第6号

平成11年3月30日条例第10号

(題名改称)

平成12年3月30日条例第38号

平成13年3月27日条例第13号

(題名改称)

平成16年12月22日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、ねたきり身体障害者若しくは重度知的障害者（以下「ねたきり身体障害者等」という。）又はその家族に生ずる負担を軽減するため、福祉手当（以下「手当」という。）を支給し、福祉の増進を図ることを目的とする。

（平7条例6・平11条例10・平13条例13・一部改正）

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ねたきり身体障害者 居宅において、おおむね6月以上常に臥床し、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどに介護を要する満3歳以上65歳未満の者
- (2) 重度知的障害者 在宅者であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定による知的障害者更生相談所で、その障害の程度が重度と判定された満18歳以上のもの

（昭57条例25・平3条例23・平7条例6・平11条例10・平12条例38・平13条例13・一部改正）

(受給権者)

第3条 手当の受給権者は、四街道市に住所を有し、ねたきり身体障害者等に該当する者又はその家族とし、手当の受給者（以下「受給者」という。）は、ねたきり身体障害者等1人につき当該受給権者の1人とする。ただし、次の各号の一に該当するときは、手当を支給しないものとする。

- (1) 受給者の前年（1月から7月までに係る手当については、前々年とする。以下同じ。）の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第4条に規定する所得について、政令第5条に規定する所得の額の計算方法により算出した額をいう。以下同じ。）が、政令第7条に定める額を超えるとき。
- (2) 受給者の配偶者の前年の所得の額又は受給者の民法（明治31年法律第9号）第877条に規定する扶養義務者でその生計を維持するもの前年の所得の額が、政令第8条第1項において準用する政令第2条第2項に定める額以上のとき。

2 前項の規定にかかわらず、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条に規定する福祉手当受給者若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付（年間7日以内の短期入所の利用を除く。）を受けた者又はその家族については手当の受給権者から除くものとする。

（昭62条例17・平7条例6・平13条例13・平16条例24・一部改正）

（受給権の消滅）

第4条 受給者が前条に規定する受給権者でなくなったとき、手当が同条第1項ただし書に規定する支給の制限を受けたとき、又は手当の支給に係るねたきり身体障害者等が次の各号の一に該当するに至ったときは、手当の受給権は消滅する。

- (1) ねたきり身体障害者等でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 四街道市に居住しなくなったとき。

（平7条例6・平12条例38・平13条例13・平16条例24・一部改正）

（申請及び認定等）

第5条 手当の支給を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき認定したときは、申請者に通知する。

3 手当の支給は、第1項の規定により申請を受けた日の属する月の翌月から第4条に規定する受給権消滅の日の前日の属する月まで支給する。

（平13条例13・一部改正）

（手当の支給額）

第6条 手当の支給額は、規則で定める額とする。

（昭56条例13・昭57条例25・昭58条例28・昭59条例19・昭60条例32・昭62条例17・昭63条例10・平元条例30・平2条例21・平3条例23・平4条例30・平5条例14・平6条例21・平7条例6・一部改正）

（受給者の申出義務）

第7条 市長は、この条例に規定するほか、受給者に対してこの手当の支給に必要な申出又は届出をさせることができる。

(支給の制限)

第8条 受給者が次の各号の一に該当するときは、市長は手当を支給しない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) その他市長が支給することが適当でないと認めたとき。

(手当の返還)

第9条 受給者が不正の手段により手当を受給したときは、市長は手当を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平7条例6・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年条例第47号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、改正後の四街道市ねたきり老人、ねたきり身体障害者、重度精神薄弱者福祉手当支給条例第6条の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第6条第1項の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四街道市ねたきり老人、ねたきり身体障害者、重度精神薄弱者福祉手当支給条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四街道市ねたきり老人、ねたきり身体障害者、重度精神薄弱者福祉手当支給条例の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の四街道市ねたきり老人、ねたきり身体障害者、重度精神薄弱者福祉手当支給条例の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年条例第6号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第38号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第13号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第24号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。